

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 役員の就任・退任に係る給与

新年度の人事異動等にもなう、使用人や役員の分掌変更による給与等のとり扱いはつぎのとおりです。

1. 使用人が役員となる場合

会 社 法 上	税 務 上 (法 人)
<ul style="list-style-type: none"> ・役員に選任される株主総会においてつぎの事項が決議される必要があります※1。 ① 役員の職務に対して支給する確定額報酬についてはその額 ② 決算ボーナスなど不確定額報酬については、利益水準など具体的な計算方法 ③ ストックオプションなど非金銭報酬については、支給方法や金額など具体的な内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会で決議した報酬金額で、つぎの給与は、損金算入されます。 ① 定期同額給与 支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与で、支給額が同額であるもの。就任後最初の給与から定額にする必要があります。 ② 事前確定届出給与 所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与※2 ・使用人としての勤続期間分の退職金を支給した場合は、損金算入されず（ただし、未払いの場合には損金算入できません。）

※1 株主総会で取締役等の報酬総額の上限を定め、取締役等の協議（取締役会設置会社の場合は取締役会の決議）により個々の取締役等に対する報酬額を定めることも認められています。

※2 ①か②のいずれか早い日までに、納税地の所轄税務署長に対し支給金額の届出が必要となります。

①株主総会決議日と役員の職務開始日のいずれか早い日から1月を経過する日

②事業年度開始日から4月を経過する日

2. 役員が退任する場合

会 社 法 上	税 務 上 (法 人)
<ul style="list-style-type: none"> ・役員退任時に退職金を支給する場合、上記と同じく株主総会決議が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員退職金は、退職給与額を株主総会で確定した日又はその支給した日の属する事業年度に損金算入します※1（分掌変更の場合、未払いでは損金算入できません。） ・次のような場合に支給する退職金についても、退職給与として、損金算入できます。※2 ① 常勤役員から非常勤役員となった場合 ② 取締役が監査役となった場合 (法人の株主で使用人兼務役員とされない役員に掲げる全ての要件を満たす者を除く。) ③ 職務の分掌変更後の給与が50%以上減額した場合

※1 役員に支給する退職金のうち、その金額が不相当に高額な場合には、その高額であると認められる部分については損金算入することができません。

※2 分掌変更後も代表権を有する場合または分掌変更後も経営に参画するなど実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている場合は除かれます。

お見逃しなく！

役員の給与については、労災保険と雇用保険は適用されません。